

福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、福岡県県土整備部・建築都市部公共事業の再評価実施要領（以下「要領」という。）に基づいて設置する福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務、その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌)

第2条 委員会は、要領第3の規定による再評価実施事業について検討し、要領第6の4の規定により再評価の実施手続き及び当該事業に関して委員会に提出された対応方針（原案）に対して検討を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会は、8人以内で組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、地域の実情をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、会議の出席について、他の者をもって代理人とすることはできない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、県土整備部企画交通課で処理するものとする。なお、建築都市部の事業に係るものについては、建築都市部建築都市総務課において分担して処理させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成10年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月9日から施行する。